資料2－2

宗谷圏域における難病対策の体系図

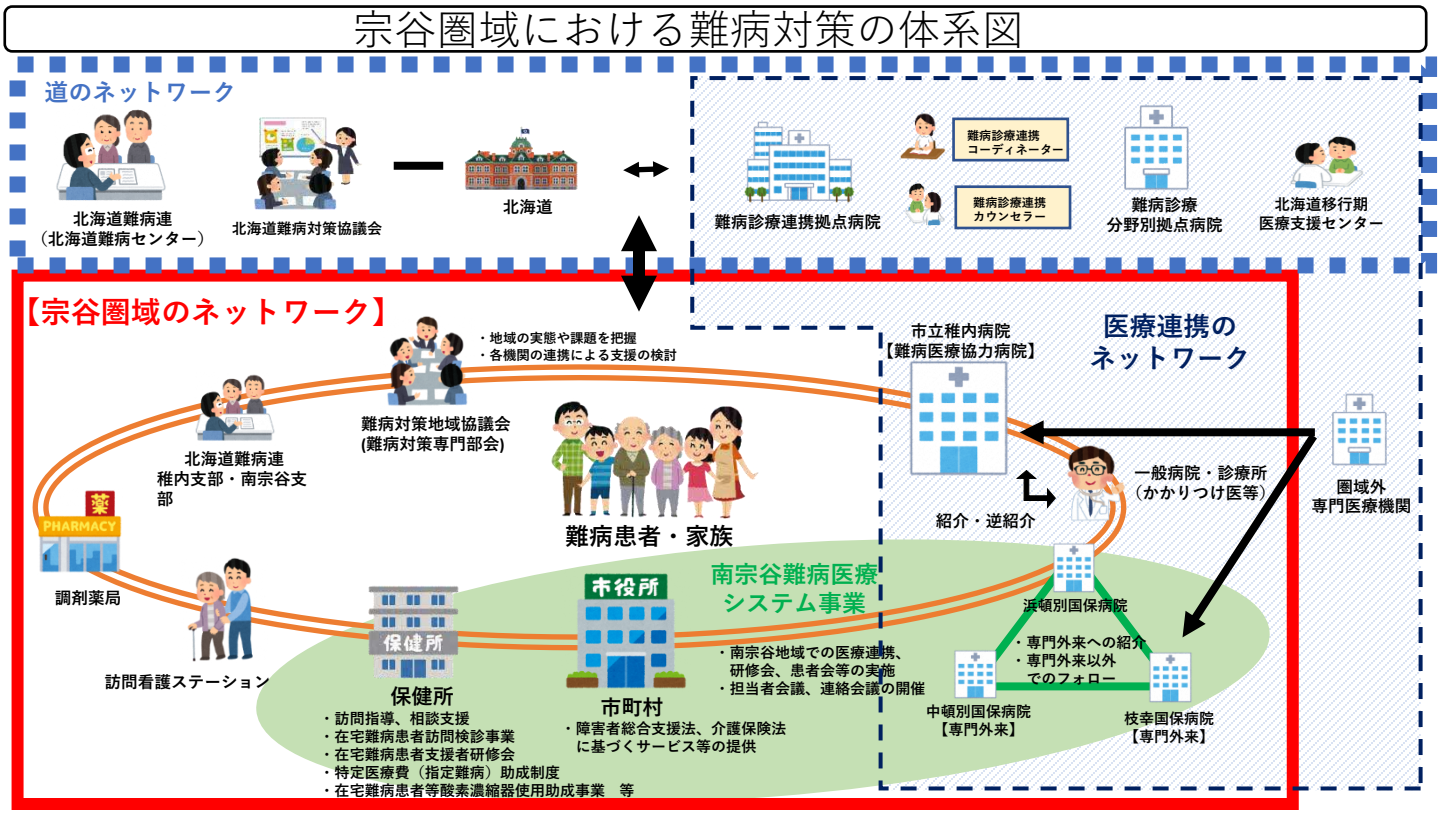

引用元：北海道医療計画宗谷地域推進方針（令和6年度～令和11年度）

市立稚内病院 難病ケースカンファレンス実施要領

（令和７年２月２８日作成）

１　目　　的

市立稚内病院に通院・入院している難病患者が安心して療養生活を送ることができるよう地域支援者間での情報交換・共有や支援方針の検討等を行い、連携した支援の展開を目的とする。

２　主　　催

市立稚内病院、北海道稚内保健所

３　開 催 日

毎月１回（神経内科出張医外来に合わせて開催）１７：００～

※　日程は別紙参照。出張医外来日の変更等により、変更となる場合があります。

４　参集範囲

（１）市立稚内病院：神経内科医、内科医、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医療支援相談局等

（２）地域支援機関：居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、市町村、稚内保健所等におけるケース支援者

５　内　　容

（１）患者の病状及び治療状況に関すること

（２）各支援機関による支援状況、今後の支援方針に関すること

（３）その他、患者支援に関すること

６　各機関の役割

（１）市立稚内病院：開催場所の確保、当日の進行を行う。

（２）地域支援機関：情報交換・共有を行いたい患者情報に関する資料を準備し、当日１５部程度、持参する。

＜カンファレンス開催についての問い合わせ先＞

市立稚内病院：医療支援相談局　横澤（0162-23-2771）

リハビリテーション科　太田（PHS　589）

稚内保健所　：健康推進課健康支援係（0162-33-3703）

令和７年度
（2025年度）
広報
関係機関職員

南宗谷難病医療システムについて

南宗谷難病医療システムは「難病があっても安心して患者が暮らせる地域づくり」を目標に
枝幸町・中頓別町・浜頓別町の南宗谷３町と稚内保健所が進めている医療システムです。
枝幸町ではリウマチ・自己免疫疾患外来、中頓別町では神経内科外来を開設しており
地元医と専門医が連携して検査、投薬などを行っています。

南宗谷難病医療システム　①特別診療（専門外来）

地元医師と難病医療専門医が積極的に連携を取り、難病患者の治療を効果的に行う
※南宗谷難病医療システム事業実施要綱より引用

枝幸町国民健康保険病院
リウマチ・自己免疫疾患外来

開設予定日
令和７年　６月　13日（金）
９月　12日（金）
12月　12日（金）
令和８年　３月　13日（金）

こんな症状にお悩みの方
手足の指・手指・肘・膝・足首などの関節に腫れや痛みがある、微熱が下がらない、朝 手足がぎこちなく動かしにくい、体がだるい など

中頓別町国民健康保険病院
神経内科外来

開設予定日
令和７年　４月　22日（火）
６月　24日（火）
８月　26日（火）
10月　28日（火）
12月　23日（火）
令和８年　２月　24日（火）

こんな症状にお悩みの方
ふるえ、まぶたが下がる、ろれつがまわらない、手や足の力がなくなった、歩きにくくなった、頭痛、めまい、しびれ、物忘れ、けいれん など

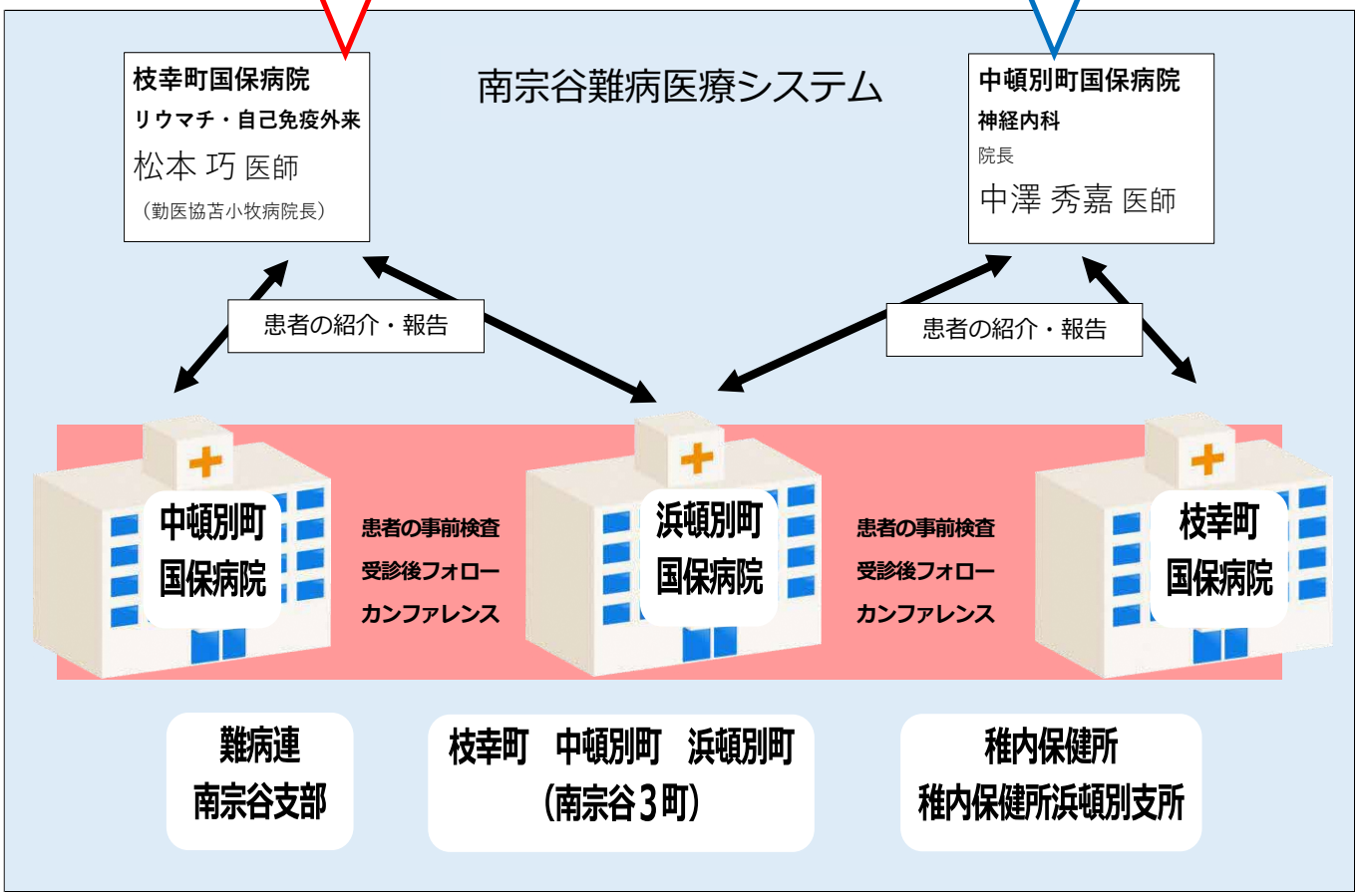

（裏面もご覧ください）

南宗谷難病医療システム　②医療講演会・研修会

医療・保健・福祉に係る関係者が難病の知識を深め、連携を取りながら適切な対応ができる
※南宗谷難病医療システム事業実施要綱より引用

実施日　**令和７年９月12日（金）**
場所　**浜頓別町保健福祉総合センター多目的ホール**
内容　**(1)難病医療システムについて**
(2)「関節リウマチの治療と多職種連携」

南宗谷難病医療システム　③難病患者学習会・交流会

難病患者等が病気についての理解を深め、適切な治療や（悪化）予防のための行動がとれる
※南宗谷難病医療システム事業実施要綱より引用

実施日及び場所
令和７年　６月　14日（土）中頓別町
９月　13日（土）浜頓別町
12月　13日（土）枝幸町
令和８年　３月　14日（土）枝幸町

内容　療養生活に役立つ学習・交流・昼食会（12月はレクリエーションも行っています）

難病の患者さんを支えておられる皆様にお願いしたいこと

○ パーキンソン病など神経難病、リウマチなど自己免疫疾患が疑われる住民さんがいた場合は南宗谷に専門外来があること、かかりつけ医や保健師などに相談するよう伝えてください。
○ 関係職員対象の研修会は毎年開催しますので、案内があったら参加をご検討ください。
○ 難病患者さんのことで心配なことがあった場合は、医師、南宗谷３町・保健所の保健師などに相談してください。

難病に関する地域の相談先

＜南宗谷難病医療システム＞にご興味がある方は以下までお問い合わせください。
南宗谷３町と稚内保健所は、住民さんの思いに寄り添って地域保健活動を行っていますので皆様のご理解・ご協力をお願いします。

枝幸町保健福祉課
☎　**0163-62-4658**

中頓別町保健福祉課
☎　**01634-6-1995**

浜頓別町保健福祉課
☎　**01634-2-2551**

稚内保健所浜頓別支所（健康推進課健康支援係）
☎　**0162-33-3703**

令和７年度(2025年度)在宅難病患者訪問検診実施要領

１　目的

寝たきりや専門の医療機関が近くにないなどの理由により受診が困難な在宅難病患者に対し、必要に応じ適切な療養指導を図るため、検診班による訪問検診等を実施する。

２　実施主体

北海道

３　対象者

要支援難病患者（難病を主な要因とする身体の機能障害や長期安静の必要から日常生活に著しい支障がある在宅の難病患者で、保健、医療及び福祉の分野にわたる総合的なサービスの提供を要する患者をいう。）のうち、寝たきり等の状態にあることから訪問検診が必要であるとして、各保健所から期限までに報告のあった者の中から選定する。

４　実施地区及び実施時期

第３次保健医療福祉圏単位毎に、選定した患者の状況を勘案して６月末日までに決定する。

５　検診班構成

（１）　専門医師
（２）　理学療法士
（３）　医療ソーシャルワーカー
（４）　保健所保健師及び必要に応じ看護師
（５）　その他必要とする者

６　検診の実施

（１）　患者宅への訪問によるほか必要に応じて集団検診の方法をとるなどして、次に掲げる事項を実施するものとする。

ア　患者の症状に応じた検診
イ　患者、家族に対するリハビリ及び介護指導
ウ　患者、家族との相談、援助
エ　その他必要な事項

（２）　ケース検討会

検診後、患者及びその家族への適切な療養指導を行うため、検診班によるケース検討会を行うものとする。

７　実施地区保健所の役割

（１）　地元医師会及び関係機関に対し協力要請を行うとともに、対象患者とかかわる主治医がいる場合には、事前に連絡調整し協力を得るものとする。
（２）　検診班の移動にかかる配車計画や検診会場の確保に関し、調整を行うものとする。
（３）　相談の実施結果に基づき、保健師訪問指導等により患者に対する療養指導を適切に行うものとする。
（４）　在宅療養支援計画策定・評価事業、特定疾患等在宅患者訪問、在宅人工呼吸器使用患者支援事業、北海道難病医療提供体制整備事業等各種難病対策事業とも連携が図られるよう努めること。

８　秘密保持

本事業の関係者は、秘密の保持に細心の配慮をするとともに、本事業により知り得た情報をその目的以外に使用してはならない。